

5. 卒業要件

(1) 卒業要件表

(平成23年度入学者適用)

全学共通科目及び学部開設科目全体を通しての、卒業に要する単位数(卒業要件単位数)は次表のとおりである。表の各欄に示された数字以上の単位数を修得すれば卒業が可能である。

区 分		卒業要件単位数		
全 学 共 通 科 目	必修科目	主題A	2単位(注1)	
		既修外国語科目	6又は4単位	
	選択科目	初修外国語科目	1種類 4又は6単位	10単位以上 (注2)
		主題B	6単位以上(注1)	
		学問基礎科目	8単位以上	
	自由科目	教養ゼミナール 健康・スポーツ実技 高学年向け教養科目	4単位以上(注3)	
小 計		30単位以上		
学 部 開 設 科 目	必修科目	情報処理基礎	2単位	
		演 習	4単位	
		卒業論文	4単位	
	選択科目	学部基礎科目	16単位以上	
		学科基礎科目	12単位以上	
		コース科目	36単位以上	
自由科目	20単位以上(注4)(注5)			
小 計		94単位以上		
合 計		124単位以上		

(注1) 主題Aについては2単位しか履修できない。主題Bについては6単位以上履修しなければならない。

(注2) 既修外国語(英語)と1種類の初修外国語の2種類の外国語のうち、いずれか一方を6単位以上、他方を4単位以上修得しなければならない。

(注3) 全学共通科目の教養ゼミナールと健康スポーツ実技は、それぞれ2単位を上限に自由科目として卒業要件単位数に認定する。なお、外国語科目、主題B及び学問基礎科目でそれぞれの卒業要件単位数を超えて修得した単位は、全学共通科目の自由科目として認定する。

(注4) 他学部の単位互換科目で修得した単位数は、16単位まで自由科目として卒業要件単位数に認定する。他大学の単位互換科目で修得した単位数は、8単位まで学部開設科目の自由科目として卒業要件単位数として認定する。

(注5) 学部基礎科目、学科基礎科目又はコース科目で卒業に要する単位数を超えて修得した単位は、学部開設科目の自由科目に加えることができる。

(注6) 高学年向け教養科目として履修した他学部科目と、学部開設科目の自由科目として履修した他学部科目との読み替えは原則としてできない。履修登録時点での選択を、後で変えることができないので注意しておくこと。

(注7) 高学年向け教養科目の自由科目として一度単位修得した他学部科目を、再度学部開設科目の自由科目として履修することはできないし、学部開設科目の自由科目として単位を一度修得した他学部科目を高学年向け教養科目として再度履修することもできない。なお、同一科目がカリキュラムの都合上別の科目名となってもこの原則が適用される。

(平成18～22年度入学者適用)

全学共通科目及び学部開設科目全体を通しての、卒業に要する単位数(卒業要件単位数)は次表のとおりである。表の各欄に示された数字以上の単位数を修得すれば卒業が可能である。

区 分		卒業要件単位数		
全学 共通 科目	必修科目	既修外国語科目	6又は4単位	
	選択科目	初修外国語科目	1種類 4又は6単位	
		主題科目	8単位以上(注2)	
		共通科目	8単位以上	
	自由科目	教養ゼミナール 健康・スポーツ科目 高学年向け教養科目	4単位以上(注3)	
	小 計		30単位以上	
学部 開 設 科 目	必修科目	情報処理基礎	2単位	
		演 習	4単位	
		卒業論文	4単位	
	選択科目	学部基礎科目	16単位以上	
		学科基礎科目	12単位以上	
		コース科目	36単位以上	
	自由科目	20単位以上(注4)(注5)		
小 計		94単位以上		
合 計		124単位以上		

(注1) 既修外国語(英語)と1種類の初修外国語の2種類の外国語のうち、いずれか一方を6単位以上、他方を4単位以上修得しなければならない。

(注2) 主題科目については、開設の主題Ⅰ～Ⅵの6主題から1主題を選択し、同一主題の中から4講義題目(8単位)以上を履修しなければならない。ただし、特別主題を履修した場合、1講義題目(2単位)を限度にいずれの主題にも含めることができるものとする。

(注3) 全学共通科目の教養ゼミナールと健康スポーツ科目は、それぞれ2単位を上限に自由科目として卒業要件単位数に認定する。なお、外国語科目、主題科目及び共通科目でそれぞれの卒業要件単位数を超えて修得した単位は、全学共通科目の自由科目として認定する。

(注4) 他学部の単位互換科目で修得した単位数は、16単位まで自由科目として卒業要件単位数に認定する。他大学の単位互換科目で修得した単位数は、8単位まで学部開設科目の自由科目として卒業要件単位数として認定する。

(注5) 学部基礎科目、学科基礎科目又はコース科目で卒業に要する単位数を超えて修得した単位は、学部開設科目の自由科目に加えることができる。

(注6) 高学年向け教養科目として履修した他学部科目と、学部開設科目の自由科目として履修した他学部科目との読み替えは原則としてできない。履修登録時点での選択を、後で変えることができないので注意しておくこと。

(注7) 高学年向け教養科目の自由科目として一度単位修得した他学部科目を、再度学部開設科目の自由科目として履修することはできないし、学部開設科目の自由科目として単位を一度修得した他学部科目を高学年向け教養科目として再度履修することもできない。なお、同一科目がカリキュラムの都合上別の科目名となってもこの原則が適用される。

(2) 早期卒業制度

香川大学経済学部では、3年以上在学した学生（これに準ずる者として文部科学大臣の定める者を含む）で、卒業の要件としての単位を優秀な成績で修得したと認められる者について早期に卒業させる「早期卒業制度」を設け、その取扱いを以下のように定めている。

(申請資格)

早期卒業制度の適用を申請する学生は、2年次終了時において次の2つの要件を満たさなければならない。

(1) GPAが3.1以上であること。

(2) 卒業要件単位として84単位以上を修得していること。

(早期卒業制度適用の申請)

申請資格を満たし早期卒業の適用を希望する学生は、2年次終了後の所定の期間内に学部長にその旨を申し出るものとする（申請期間は別途指示）。

(早期卒業制度適用予定者の認定と学習指導)

早期卒業制度適用予定者の認定は、経済学部教授会の議を経て、学部長が行う。そして、認定された学生は、学部長から学習指導を受ける。

(早期卒業の認定基準)

早期卒業が認定されるには、3年次終了時において次の2つの基準を満たすことが必要である。

(1) GPAが3.2以上であること。

(2) 早期卒業に必要な卒業要件単位をすべて修得していること。

ただし、早期卒業に必要な卒業要件単位とは、上記「卒業要件表」において、必修科目の「卒業論文」の履修を不要とする代わりに、単位数の総計を124単位から128単位に変更したものとする。

(早期卒業の申請)

早期卒業の認定基準を満たし、早期卒業を希望する学生は、3年次の1月（期日は別途指示）にあらためて申請を行うこととする。

(早期卒業の決定)

早期卒業者の決定は、教授会が行う。